

# 「女性活躍推進法」一般事業主行動計画を策定いたしました

2020年4月1日

## 【女性活躍推進法】とは

女性活躍推進法とは、自らの意思で「働きたい」と希望する女性が職業に就くにあたって、希望に応じ能力を十分に発揮できる働く機会と環境を整備する取り組みを行うことで、豊かな社会づくりを実現するために制定された法律です。少子高齢化による労働力不足の解決を図るために施行されました。

## 【一般事業主行動計画とは】

女性活躍推進法に基づき、女性労働者に仕事に関する機会の提供や、仕事と家庭の両立をしつつ、継続して活躍できる雇用環境を整備するため、当社は、次のような行動計画を策定しました。

### 一般事業主行動計画

1. 計画期間 令和2年4月1日～令和5年3月31日（3年間）

#### 2. 目標

- |  |
|--|
| <p>①男女とも<u>管理職としての知識・能力を高めるための研修を実施し、受講率80%を目指す</u></p> <p>②長く働きやすい環境を作り、<u>女性・男性正社員の平均勤続年数の1割増しを目指す</u></p> |
|--|

#### 3. 取組内容

目標①：男女とも管理職としての知識・能力を高めるための研修を実施し、受講率80%を目指す

- ・Ⅱ等級、Ⅲ等級（最も人数が多い等級）のモチベーションの調査

（女性正社員の管理職への意欲度）

- ・管理職研修の計画、実施
- ・短時間勤務社員の業務遂行における目標設定や評価方針の明確化と職場への通知

目標②：長く働きやすい環境を作り、女性・男性正社員の平均勤続年数の1割増しを目指す

- ・社員の勤続を阻害する要因を調査（正社員、非正規雇用社員）し、勤続年数、及びキャリアアップ阻害要因を排除するために段階的に取り組む

  - ※特に女性正社員の勤続年数を阻害する要因の排除について積極的に取り組む

- ・各層への教育研修を通して、ハラスメント撲滅、メンタルヘルスのセルフケア実践、コミュニケーションの促進を促し、働きたい職場になることを目指す

- ・多様な勤務形態の段階的な取組み（テレワークの導入調査等）